

審査基準（公表用）

様式第3号

所管課 建築住宅課

法令名	建築基準法	法令の番号	昭和25年法律第201号
許認可等の種類	計画道路がある場合の容積率の例外許可	根拠条項	法第52条第10項
審査基準	<p>○建設省通達に準ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「計画道路の沿道における土地利用の高度化のための措置について」（昭和59年4月19日住街発32号） ・「建築基準法第52条第3項（現行10項）の許可準則に関する技術基準について」（昭和59年4月19日住街発33号） <p>※建築審査会の同意が必要。</p>		
受付機関	土木事務所	処理機関	建築住宅課
	交付機関	土木事務所	
		標準処理期間	90 日
		標準経由期間	日
		目次NO	34